

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年3月28日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時50分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第8号	農地所有適格法人の承認について
第5	議案第9号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第6	議案第10号	農地法第4条の規定による申請の承認について
第7	議案第11号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第8	議案第12号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第9	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 2番 森 信幸 3番 長友 順子

7 職務のため出席した者の氏名

局長 新倉 好雄 局長補佐 今井 孝洋 係長 緒方 恵美

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、3月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長 それでは、3月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 同日、非農地判断現地調査(第2小委員会)を行いました。 13日、非農地判断現地調査(第1小委員会)を行いました。 同日、宮崎県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。 17日、非農地判断現地調査(第4小委員会)を行いました。 同日、川南町農業者年金受給者協議会役員会が開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第3小委員会を開催しました。 21日、西都児湯管内農委会長・事務局長合同会議が開催されました。 本日、3月定例総会であります。 総会后、認定農業者審査会及び青年等就農計画審査会が開催されますので、会長・職務代理者は出席をお願いします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	18番	議長、18番 3月10日、午前9時より役場第3会議室で、6番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。 ＜農家相談 報告＞

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
報告 非農地判断	議長	非農地判断について、報告をお願いします。
	事務局	＜事務局より非農地判断について報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 2番 森 信幸(もり のぶゆき)委員 3番 長友 順子(ながとも じゅんこ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第8号 法人適格	議長	【日程第 4】 議案第8号 「農地所有適格法人の承認について」 を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第8号 「農地所有適格法人の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は2件でございます。 法人名称、所在、代表社員、業務執行社員及び目的は、別紙記載のとおりでございます。 事務局からの補足説明を受けて、御審議の上、御承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局からの説明を受けて、審議を進めてまいります。
	議長	ここで、7番委員の退室を求めます。 ＜ 7番委員退室 ＞
	議長	1号
1号 補足説明	事務局	議長、事務局 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請法人は、株式会社創研ファーム 代表取締役佐光博文(令和7年3月3日設立)であります。農地所有適格法人の要件、①法人形態要件②事業要件③議決権要件④役員要件全てを満たしていることをご報告いたします。新規法人ではありますが、運営者が既に町内で営農をされている事。新規作物(アボカド)も作りますが、栽培実績のある作物(きゅうり、スナップエンドウ)も作ることなどから、問題ないと思われます。尚、関連議案として議案第9号第4号で農地法第3条の申請許可案件を提出しています。御審議よろしくお願い致します。
	議長	1号 について、事務局からの補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	17番	議長、17番 場所はどこになりますか。それと、目的の中に生産、加工および販売とありますがここまで事業を行うのか教えてください。
	事務局	議長、事務局 場所は十文字になります。以前トマトをハウスで栽培されていた方が離農するということで、その後を引継ぐということです。事業の内容に関しては、その事業も視野に入れているという事で、当面は作物の栽培を行うと聞いております。
	4番	議長、4番 会社役員の方が3名となっていますが、他の方はいないのですか。
	事務局	議長、事務局 申請書には役員以外の従業員の数を記入する所がありませんので、分かりかねます。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認する事にいたします。
	議長	ここで、7番委員の入室を許可します。 ＜ 7番委員入室 ＞
	議長	次に、 2号
2号 補足説明	事務局	議長、事務局 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請法人は、株式会社Sープラン ト 代表取締役須川俊哉(令和7年3月7日設立)であります。農地所有適格法人の4つの要件全てを満たしていることをご報告いたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		新規法人ではありますが、株式会社茶臼原の郷で行っていた事業(甘藷の苗生産販売)を引き継ぐ形で法人化したものでありますので、問題ないと思われます。尚、関連議案として議案第9号第5号で農地法第3条の申請許可案件を提出しています。御審議よろしくお願い致します。
	議長	2号 について、事務局からの補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第9号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第9号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第9号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号
1号 補足説明	17番	議長、17番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、尾脇の町道沿いの道路端になります。渡人と受人は親戚関係で、渡人の持ち分を受人に渡すという案件になります。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、2号
2号 補足説明	9番	議長、9番 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、下野田の新しく出来た道路、下野田～勝司ヶ別府線の西側に未舗装の道路があります。その道路を南下した一番奥の農地になります。その農地の隣接した2筆が受人の農地で、渡人からの依頼での売買申請になります。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、3号
3号 補足説明	6番	議長、6番 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。現状は、田2反が1枚になっており、その内の978㎡を今回売買するものです。現在は受人が貸借で耕作していますが、渡人が急遽、資金が必要になり今回の申請に至ったという事です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。
	議長	ここで、7番委員の退室を求めます。 ＜ 7番委員退室 ＞
	議長	次に、 4号
4号 補足説明	6番	議長、 6番 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先程議案第8号第1号で承認をいただいた関連議案になります。渡人は横浜から新規就農され、順調に規模拡大しながら経営も安定していましたが、ここ数年トマトの状況が悪く経営が厳しく、途中無理に規模拡大をしたことも影響したようです。他の作物を考えられたのですが、トマト1本で経営してきたので、他の事は考えられないという事で離農を決断されたようです。この案件にはJAが間に入って調整をしてきたようで、今回の申請になったようです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願います。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	4番	議長、4番 新規就農したのはいつ頃ですか。
	6番	議長、6番 詳細は分かりませんが、20年近くになると思います。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	4号 については、許可することといたします。
	議長	ここで、7番委員の入室を許可します。 ＜ 7番委員入室 ＞
	議長	次に、 5号
5号 補足説明	5番	議長、 5番 5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先程議案第8号第2号で承認をいただいた関連議案になります。場所は、多賀小学校の南側の町道を東側に500m行った所に九電の鉄塔があり、その真下になります。渡人が運営する事業を受人に譲渡するため、今回の申請になりました。受人は甘藷の苗を年間80万本作るそうです。ハウスも23棟あり、大規模な設備投資がされているようです。事業に関しては、2年目ですが今回法人化するというこのようです。法人の代表者は十文字の方です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第10号 4条承認	議長	【日程第 6】 議案第10号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第10号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	4番	議長、 4番 第3小委員会の委員長報告を行います。 3月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号、2号については始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
1号 補足説明	議長	1号
	18番	議長、18番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、番野地の坂を上り切った右側になります。始末書の文章を抜粋して読み上げます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		申請地の住宅の出入口は宅地の北東側にありましたが、東側に隣接する国道10号線が敷設される時の用地交渉の際に当時の建設省の職員から、出入口がカーブの途中になってしまい危険なので、宅地の南側にある申請地の方へ出入口を移動してはどうかという提案があり、用地交渉に同意してくれるなら出入口を移動するための工事は先方が行ってくれるという話になり、現在も入口と一部庭としても利用しているという事でした。 申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、 2号
2号 補足説明	18番	議長、18番 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、1号で説明した申請地の近くになります。 申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第11号 5条承認	議長	【日程第7】 議案第11号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第11号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
		議長、 第3小委員会の委員長報告を行います。 3月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号については始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
1号 補足説明	議長	1号
	2番	議長、2番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、坂の上から伊倉に抜けていく道の途中に三叉路になっている手前の右側に鶏舎があります。その鶏舎を令和6年4月に売買したのですが、申請地に貯水槽が建っており、そこだけが登記が漏れていたため今回売買するという事ですが、前回の売買で申請地の部分も含まれていたという事で、今回実際には金銭の授受はないそうです。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		申請地の農地の区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地という理由から農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第12号 促進(中間)	議長	【日程第8】 議案第12号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長 議案第12号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、47件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号の1件、更新が2号から7号までの6件、新規が8号から47号までの40件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号	議長	1号 の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
2号から3号	議長	次に、 2号から3号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
4号から5号	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号から3号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、7番委員の退室を求めます。 ＜ 7番委員退室 ＞
	議長	次に、 4号から5号 までの更新案件について、御意見、御質問は ございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号から5号 については、承認することといたします。
6号から7号	議長	ここで、7番委員の入室を許可します。 ＜ 7番委員入室 ＞
	議長	次に、 6号から7号 までの更新案件について、御意見、御質問は ございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	6号から7号 については、承認することといたします。
新規案件	議長	引き続き、 8号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受け て審議を進めていきます。
	議長	8号、9号 は関連があるので一括して説明をお願いしま す。
8号、9号 補足説明	8番	議長、 8番 8号、9号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。現地確認をしたところ、次の10、11号の申請地との畔が無くなっており1枚の畑になっていました。その事について、土地の境界については分かっているので大丈夫ですという事でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願ひいたします。
	議長	8号、9号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	8号、9号 については、承認することといたします。
10号、11号 補足説明	議長	10号、11号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	8番	議長、 8番 10号、11号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。前の8、9号の隣の畑になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願ひいたします。
	議長	10号、11号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	10号、11号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	12号、13号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
12号、13号 補足説明	10番	議長、10番 12号、13号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、松原から坂の上に上がった所の海側の畑になります。近隣の農地を借り手の方が貸借しているので、今回の申請になったようです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	12号、13号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	12号、13号 については、承認することといたします。
	議長	14号、15号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
14号、15号 補足説明	8番	議長、8番 14号、15号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、国立宮崎病院のちかくになります。昨年から誰かに貸したいとの申し出があり、探していた案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	14号、15号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	14号、15号 については、承認することといたします。
	議長	16号、17号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
16号、17号 補足説明	16番	議長、16番 16号、17号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、貸し手の自宅のそばになります。親子間での使用貸借の設定になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	16号、17号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	16号、17号 については、承認することといたします。
	議長	18号、19号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
18号、19号 補足説明	6番	議長、6番 18号、19号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、先月承認いただいた農地の残りの部分で、耕作が出来る状態ではないのですが、借り手の方が管理はしても構わないとの事でしたので、この周辺一体的に管理したほうが将来的に有利に働くことも考えられますので、貸借をお願いしたところです。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よりお願いいたします。
	議長	18号、19号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	18号、19号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、議長を交代します。 ＜ 2番委員に議長交代 ＞ ＜ 1番委員 退室 ＞
	議長(代)	20号、21号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
20号、21号 補足説明	13番	議長、13番 20号、21号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、八幡地区の県道沿いに竹林が両側にある急な下り坂の付近になります。以前は別の方が耕作していましたが、今後は耕作をしないという事で今回の借り手の方に引き継いだという事です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よりお願いいたします。
	議長(代)	20号、21号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	20号、21号 については、承認することといたします。
	議長(代)	22号、23号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
22号、23号 補足説明	4番	議長、 4番 22号、23号 について補足説明いたします。 本来は1番委員の担当ですが、関係者でありますので私が調査しました。内容は記載のとおりです。場所は、MBR発電所の南側にある田になります。貸し手の方は大きく事業を行っていましたが、体が不自由になり事業を縮小している状況で、今回の申請になったそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長(代)	22号、23号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	22号、23号 については、承認することといたします。
	議長(代)	ここで、1番委員の入室を許可します。 ＜ 1番委員、入室 ＞
	議長(代)	ここで、議長を交代します。
	議長	24号、25号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	議長	議長、 14番 24号、25号 について補足説明いたします。
24号、25号 補足説明	14番	議長、 14番 24号、25号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、川南病院を山本小学校に向かうと左手に鉄塔が建っている南側になります。現地はかなり荒れている状態でしたが、耕作してくださるということでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいいたします。
	議長	24号、25号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	24号、25号 については、承認することといたします。
	議長	26号、27号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
26号、27号 補足説明	14番	議長、14番 26号、27号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、川南病院付近の太陽光の隣になります。現地は荒れており、水源も湧水なので今年は雨が少なく、牧草を植えられるということでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいいたします。
	議長	26号、27号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	26号、27号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	28号、29号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
28号、29号 補足説明	14番	議長、14番 28号、29号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、風見鶏アパートの西側の裏になります。現地は既に白菜が植えられていました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	28号、29号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	28号、29号 については、承認することといたします。
	議長	30号、31号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
30号、31号 補足説明	8番	議長、8番 30号、31号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。畑が2筆ですが、現状は1枚にきれいに整地してありました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	30号、31号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	30号、31号 については、承認することといたします。
	議長	32号、33号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
32号、33号 補足説明	11番	議長、11番 32号、33号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。昨年までは、相続人代表の息子さんがキャベツを耕作していたのですが、中々収益が上がらないので耕作していない状況を借り手の方が見て今回貸借を申し出て成立したそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	32号、33号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	32号、33号 については、承認することといたします。
	議長	34号、35号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
34号、35号 補足説明	14番	議長、14番 34号、35号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、川南病院の入り口の反対側にある白菜が植えられている農地の奥になります。手前の農地を借り手の方が耕作しているのでその隣接地として耕作して頂けるようですが、申請地は非常に条件が悪いという事で使用貸借になるそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	34号、35号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	34号、35号 については、承認することといたします。
36号、37号 補足説明	議長	36号、37号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	8番	議長、 8番 36号、37号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、川南小学校の先の方になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	36号、37号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	36号、37号 については、承認することといたします。
	議長	38号、39号 は関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
38号、39号 補足説明	18番	議長、18番 38号、39号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手の方の孫が借り手の法人に勤めており、当初、使用貸借で話がありましたが、その後協議していく上で、賃貸借に変更になったそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	38号、39号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	38号、39号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、12番委員の退室を求めます。 ＜ 12番委員退室 ＞
40号、41号 補足説明	議長	40号、41号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	議長	議長、9番 40号、41号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、小池の選卵場を南に向かい山下橋を過ぎた左側になります。面積が狭いのですが、次の案件の農地と一枚になっており一体的に借りることです。また、面積が狭いので使用貸借で契約するそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	40号、41号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	40号、41号 については、承認することといたします。
	議長	42号、43号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
42号、43号 補足説明	9番	議長、 9番 42号、43号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、先程の案件の隣になります。昨年まではWCSを作っていたのですが、自宅から距離があるので、今回貸し出したということです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	42号、43号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	42号、43号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、12番委員の入室を許可します。 ＜ 12番委員入室 ＞
	議長	ここで、議長を交代します。 ＜ 2番委員に議長交代 ＞ ＜ 1番委員 退室 ＞
	議長(代)	44号、45号 は関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
44号、45号 補足説明	14番	議長、14番 44号、45号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、霧島のキウイ園地の西側の下と豊坂の牛舎の南側になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長(代)	44号、45号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	44号、45号 については、承認することといたします。
	議長(代) 議長(代)	ここで、1番委員の入室を許可します。 ＜ 1番委員、入室 ＞ ここで、議長を交代します。
46号、47号 補足説明	議長	46号、47号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	8番	議長、8番 46号、47号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。金額が中途半端な額になっていますが、借地料の他に地域の水路掃除に出るための賃金として上乗せしているとのことです。場所が2か所で、1か所は、新しい福寿園の先になるのですが、水が来ないとのことです。田ですが牧草を植えるそうです。もう1か所は、市納の農地で隣の農地と一枚になっており境界線を確認したところ、トラクターの入り口を目安に分かるとの事でしたが、1枚の農地で契約している部分と契約していない部分になるので、契約をお願いしたところ了承を得たところです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	46号、47号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	46号、47号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 借手の都合が1件、耕作者の変更が1件、売買のためが1件、契約内容の見直しが2件、貸人の都合が1件の計6件です。以上、報告します。
	議長	他にございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「4月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「4月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年3月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会3月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

2番

3番